

# 確認申請手数料（静岡県・愛知県）

確認検査申請手数料(非課税)

## ■ 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等				
	①	②		③	
		特例あり	特例なし	特例あり	特例なし
100㎡以内	18,000	21,000	45,000	31,000	60,000
100を超え、200㎡以内	24,000	30,000	55,000	41,000	75,000
200を超え、300㎡以内	31,000	38,000	68,000	56,000	96,000
300を超え、500㎡以内	40,000	55,000	85,000	74,000	125,000
500を超え、1,000㎡以内	48,000	75,000	120,000	110,000	160,000
1,000を超え、2,000㎡以内	80,000	140,000	190,000	180,000	230,000
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応		250,000	見積対応	300,000
3,000を超え、4,000㎡以内			290,000		360,000
4,000を超え、5,000㎡以内			340,000		420,000
5,000を超え、6,000㎡以内			430,000		460,000
6,000を超え、8,000㎡以内			470,000		530,000
8,000を超え、10,000㎡以内			500,000		570,000
10,000を超え、20,000㎡以内			600,000		680,000
20,000を超え、50,000㎡以内			700,000		890,000
50,000を超え、100,000㎡以内			980,000		1,390,000
100,000を超え、200,000㎡以内			1,480,000		1,950,000
200,000㎡を超える		1,800,000		2,400,000	
簡易な計画変更	8,000				
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物			
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物			
	③	上記以外の建築物			
	「特例」： 法第6条の4による確認の特例の適用の有無を示す				

床面積の合計は、建築(新築、増築、改築、移転)及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

### 確認を受けた建築物の計画を変更する場合

- (1) 直前の確認が当センター以外で行われている場合：新たに確認申請を申請する場合と同じ
- (2) 直前の確認が当センターで行われている場合で
  - ・直前の確認における申請部分の床面積の合計が500㎡を超える場合：当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(※)
  - ・直前の確認における申請部分の床面積の合計が500㎡以内の場合：当該計画の変更に係る建築物における申請部分の床面積の1/2(※)

(※) 床面積を増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。

# 確認申請手数料

確認検査申請手数料(非課税)

●省エネ基準への適合を仕様基準を用いて設計を行った建築物の確認申請手数料は、8,000円を加算します。

●構造計算書の添付を要する建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。 単位:円

申請建築物1棟ごとの床面積	加算額			
	構造計算の種類等			
	▼令第81条第3項に定める基準に従った構造計算(ルート1又は同等計算)	▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で法第6条の3第1項ただし書きによる特例(ルート2特例)の適用を受けるもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号イに規定する構造計算(保有水平耐力計算(ルート3)又は同等計算) ▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で左記以外のもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算(限界耐力計算又は同等計算) ▼平成12年10月17日建設省告示第2009号に規定する免震建築物の構造方法による構造計算
200㎡以内	15,000	80,000	20,000	50,000
200を超え、1,000㎡以内	30,000	80,000	40,000	60,000
1,000を超え、3,000㎡以内	40,000	100,000	50,000	80,000
3,000を超え、10,000㎡以内	50,000	120,000	60,000	90,000
10,000を超え、50,000㎡以内	60,000	160,000	80,000	120,000
50,000㎡を超える	80,000	280,000	100,000	150,000

注 申請建築物が、法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなす。

・上表の「令第81条第3項に定める基準に従った構造計算」による加算は、当該性能を満たしていることを当センターが設計住宅性能評価、長期使用構造等確認等において、審査を行った場合には適用しません。

●天空率により設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

床面積の合計	加算額
300㎡以内	8,000
300を超え、500㎡以内	10,000
500を超え、1,000㎡以内	15,000
1,000を超え、2,000㎡以内	25,000
2,000を超え、3,000㎡以内	40,000
3,000を超え、4,000㎡以内	45,000
4,000を超え、5,000㎡以内	55,000
5,000を超え、6,000㎡以内	70,000
6,000を超え、8,000㎡以内	75,000
8,000を超え、10,000㎡以内	80,000
10,000を超え、20,000㎡以内	100,000
20,000を超え、50,000㎡以内	120,000
50,000を超え、100,000㎡以内	170,000
100,000を超え、200,000㎡以内	270,000
200,000㎡を超える	330,000

※1.床面積の合計は、「建築物に関する確認申請手数料」の面積とする。  
※2.法第56条第7項各号の適用(道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ制限)ごとに加算する。

●耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法による設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。 単位:円

申請建築物1棟ごとの検証対象部分の床面積	加算額
300㎡以内	20,000
300を超え、500㎡以内	25,000
500を超え、1,000㎡以内	30,000
1,000を超え、2,000㎡以内	55,000
2,000を超え、3,000㎡以内	80,000
3,000を超え、4,000㎡以内	90,000
4,000を超え、5,000㎡以内	110,000
5,000を超え、6,000㎡以内	140,000
6,000を超え、8,000㎡以内	150,000
8,000を超え、10,000㎡以内	160,000
10,000を超え、20,000㎡以内	200,000
20,000を超え、50,000㎡以内	240,000
50,000を超え、100,000㎡以内	340,000
100,000を超え、200,000㎡以内	540,000
200,000㎡を超える	660,000

※加算額は、耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法により設計を行った建築物ごとに算定した金額の合計とする。

# 検査申請手数料（静岡県・愛知県）

確認検査申請手数料(非課税)

## 建築設備、工作物 確認検査申請手数料

### ■ 建築物に関する 中間検査申請手数料（第4条関係）

単位：円

中間検査を行う部分の 床面積の合計	中間検査				
	建築物の用途等				
	①	②		③	
特例あり		特例なし	特例あり	特例なし	
100㎡以内	20,000	22,000	36,000	30,000	49,000
100を超え、200㎡以内	26,000	28,000	47,000	38,000	62,000
200を超え、300㎡以内	34,000	39,000	60,000	48,000	78,000
300を超え、500㎡以内	44,000	50,000	75,000	63,000	100,000
500を超え、1,000㎡以内	53,000	57,000	100,000	76,000	120,000
1,000を超え、2,000㎡以内	90,000	130,000	160,000	150,000	170,000
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応		170,000	見積対応	190,000
3,000を超え、4,000㎡以内			180,000		220,000
4,000を超え、5,000㎡以内			200,000		240,000
5,000を超え、6,000㎡以内			230,000		290,000
6,000を超え、8,000㎡以内			250,000		310,000
8,000を超え、10,000㎡以内			280,000		340,000
10,000㎡を超える			330,000		390,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物			
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物			
	③	上記以外の建築物			
	「特例」：法第7条の5による検査の特例の適用の有無を示す				

・当センターで取扱う保険法人の現場検査を当センター検査員が同時に行う場合の中間検査手数料は、上表の金額から1,000円引きとします。

### ■ 建築設備、工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料表（第3条、第6条関係）

単位：円

種別			手数料の額	
			確認申請	完了検査申請
建築設備	昇降機	小荷物専用昇降機	15,000	18,000
		型式部材等製造者認証	19,000	24,000
		上記以外	30,000	35,000
	昇降機以外		30,000	35,000
工作物			26,000	26,000

- ・ 確認を受けた建築設備及び工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認が当センターで行われている場合は、上表の金額から3,000円引きとします。
- ・ 複数ある昇降機を同時に行う完了検査は昇降機一台につき上表の金額から2,000円引きとします。
- ・ 完了検査の対象となる建築設備・工作物の計画に係る直前の確認を行った者が当センター以外の場合は、上表の金額に5,000円を加算します。

# 検査申請手数料 (静岡県・愛知県)

確認検査申請手数料(非課税)

## ■ 建築物に関する 完了検査申請手数料 (第5条関係)

単位:円

床面積の合計	完了検査						
	建築物の用途等						
	①	②		③			
		特例あり	特例なし	特例あり	特例なし		
100㎡以内	35,000	25,000	48,000	30,000	65,000		
100を超え、200㎡以内	39,000	29,000	57,000	36,000	80,000		
200を超え、300㎡以内	49,000	42,000	79,000	52,000	100,000		
300を超え、500㎡以内	75,000	54,000	100,000	73,000	125,000		
500を超え、1,000㎡以内	100,000	62,000	130,000	82,000	145,000		
1,000を超え、2,000㎡以内	175,000	130,000	200,000	160,000	220,000		
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応		240,000	見積対応	320,000		
3,000を超え、4,000㎡以内			280,000		350,000		
4,000を超え、5,000㎡以内			320,000		390,000		
5,000を超え、6,000㎡以内			390,000		440,000		
6,000を超え、8,000㎡以内			430,000		500,000		
8,000を超え、10,000㎡以内			470,000		570,000		
10,000を超え、20,000㎡以内			550,000		650,000		
20,000を超え、50,000㎡以内			660,000		880,000		
50,000を超え、100,000㎡以内			1,100,000		1,300,000		
100,000を超え、200,000㎡以内			1,330,000		1,620,000		
200,000㎡を超える			1,770,000		2,210,000		
注		①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
		②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
		③	上記以外の建築物				
	「特例」： 法第7条の5による検査の特例の適用の有無を示す						

床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。(①を除く。)

- (1) 完了検査申請の直前に当センターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。)の交付を受けている場合：床面積は100㎡以内とみなす
- (2) 完了検査申請の直前に当センターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)の交付を受けている場合：当該建築に係る部分の床面積から仮使用部分(別棟の部分に限る。)の床面積を除いた床面積

・当センターで建設性能評価の現場検査を同時に行う場合の完了検査手数料は、上表の金額から10,000円引きとします。ただし、「②特例あり」及び「③特例あり」の場合を除きます。

建築物の完了検査申請手数料における

確認検査申請手数料(非課税)

当センター以外の者が確認を行った建築物の加算手数料

● 当センター以外の者が確認を行った建築物の完了検査申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等				
	①	②		③	
		特例あり	特例なし	特例あり	特例なし
100㎡以内	6,000	6,000	8,000	6,000	10,000
100㎡を超え、200㎡以内	6,000	6,000	10,000	7,000	12,000
200㎡を超え、300㎡以内	8,000	8,000	13,000	10,000	16,000
300㎡を超え、500㎡以内	9,000	9,000	16,000	14,000	22,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	15,000	15,000	20,000	19,000	30,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	27,000	27,000	35,000	32,000	44,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	見積対応		50,000	見積対応	70,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内			55,000		80,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内			65,000		90,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内			75,000		100,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内			85,000		110,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内			95,000		120,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内			110,000		150,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内			130,000		200,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内			200,000		300,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内			300,000		400,000
200,000㎡を超える		400,000		500,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物			
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物			
	③	上記以外の建築物			
	「特例」： 法第7条の5による検査の特例の適用の有無を示す				

床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

## 仮使用認定申請手数料 (静岡県・愛知県)

確認検査申請手数料(非課税)

## ■ 建築物の一部(同一棟に限る)を仮使用する場合(第8条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	22,300	25,000	28,000
100㎡を超え、200㎡以内	31,000	35,000	41,300
200㎡を超え、300㎡以内	42,300	47,600	56,600
300㎡を超え、500㎡以内	55,000	65,000	78,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	69,600	83,600	98,600
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	98,300	120,000	120,000
2,000㎡を超える	見積対応		
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定します。

- 建築物を仮使用する場合：仮使用に係る部分の床面積の合計
- 当該仮使用認定申請の前に当センターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合：当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除いた床面積
- 当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合：床面積の合計は100㎡以内とみなす

## 仮使用認定申請手数料 (静岡県・愛知県)

確認検査申請手数料(非課税)

## ■ 前表に掲げる場合以外の場合(第8条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	35,000	48,000	65,000
100㎡を超え、200㎡以内	39,000	57,000	80,000
200㎡を超え、300㎡以内	49,000	79,000	100,000
300㎡を超え、500㎡以内	75,000	100,000	125,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	100,000	130,000	145,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	175,000	200,000	220,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	見積対応	240,000	320,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		280,000	350,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内		320,000	390,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		390,000	440,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内		430,000	500,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内		470,000	570,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内		550,000	650,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内		660,000	880,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内		1,100,000	1,300,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内		1,330,000	1,620,000
200,000㎡を超える	1,770,000	2,210,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合(直前に当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合を除く)においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

- (1) 建築物を仮使用する場合：仮使用に係る部分の床面積の合計
- (2) 当該仮使用認定申請の前に当センターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合：当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除いた床面積
- (3) 当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合：床面積の合計は100㎡以内とみなす

・当センターで建設性能評価の現場検査を同時に行う場合の仮使用認定手数料は、上表の金額から10,000円引きとします。

完了検査及び仮使用認定申請における  
省エネ適合性判定等を要した建築物で、一定の範囲内の  
省エネ性能が低下する変更がある場合の加算手数料(ルートB)

確認検査申請手数料(非課税)

- 建築物省エネ法に係る適合性判定等を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合には、以下の金額を加算します。(第5条、第8条関係)(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)

単位:円

省エネ適合性判定等の種別	直前の判定通知書等又は 軽微な変更該当証明等の交付者	加算額
省エネ適合性判定	当センター	省エネ適合性判定料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	省エネ適合性判定料金表の料金(税抜額)
設計住宅性能評価	当センター	住宅性能評価業務料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	住宅性能評価業務料金表の料金(税抜額)
長期使用構造等の確認	当センター	長期使用構造等確認料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	長期使用構造等確認料金表の料金

※1 加算額は、適合性判定等を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。

※2 軽微変更該当証明書等を添付する変更については、加算しない。

※3 複合建築物(判定対象に住宅と非住宅を含む建築物)は、住宅及び非住宅(変更に係る部分に限る)で算出した額の合計を加算する。

※4 建築物全体が当該省エネ適合性判定等の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。



# 検査・仮使用認定申請手数料（地域別加算）

確認検査申請手数料(非課税)

● 下表の対象地域の各検査・仮使用認定申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

地域区分	加算額	対象地域
		愛知県
A地域	10,000	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B地域	15,000	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
C地域	20,000	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛鳥村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る。)

床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

- ・ 建築物と同時に工作物又は昇降機の検査を行う場合は、建築物の検査申請のみに、上表の金額を加算します。
- ・ 同一敷地内で同日に連続して複数の工作物又は昇降機の検査を行う場合は、いずれか1の検査申請に、上表の金額を加算します。
- ・ 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合は、いずれか1の検査申請に、上表の金額を加算します。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除きます。

